

狛江市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定により、「中央図書館のあり方に関する住民投票条例の制定について」の直接請求にかかる請求代表者に次により意見を述べる機会を与えるものとし、同法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

令和6年4月26日

狛江市議会議長 谷田部 一 之



- 1 意見を述べる日時
令和6年5月15日（水） 午前9時開会の本会議
- 2 意見を述べる場所
狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市議会議場
- 3 意見を述べる請求代表者の人数
4人以内
- 4 意見を述べる時間
30分以内